

議員提出議案第1号

取手市議会基本条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び取手市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和2年 5月 7日

取手市議会議長 齋藤 久代 殿

提出者	取手市議会議員	岩 澤 信
〃	〃	関 川 翔
〃	〃	赤 羽 直 一
〃	〃	佐 藤 隆 治
〃	〃	石 井 めぐみ
〃	〃	落 合 信太郎
〃	〃	根 岸 裕美子

提案理由

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、議事堂に参集して議会運営を行うことを最小限に抑える必要があることを踏まえ、災害や感染症の発生等の緊急時においてオンライン会議システム等の情報通信技術を活用し、議会活動の継続を図るとともに、平常時においても電子表決用タブレット端末等の情報通信技術を積極的に活用していくことを取手市議会として推進するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市議会基本条例の一部を改正する条例

取手市議会基本条例（平成23年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 前文から第5章まで（略） 第6章 議会の体制整備(第17条～ <u>第22条</u>) 第7章 最高規範性及び見直し手続(<u>第23条・第24条</u>) 付則 第6章（略） 第17条から第21条まで（略） <u>(情報通信技術の活用)</u> 第22条 議会は、 <u>議会活動を円滑かつ効率的に行うため、情報通信技術の積極的な活用を図るものとする。</u> <u>2 議会は、災害の発生、感染症のまん延等、やむを得ない理由により議事堂に参集することが困難なときは、その状況に応じた情報通信技術の積極的な活用を通じ、議会活動の継続を図るものとする。</u> 第23条及び第24条（略）	目次 前文から第5章まで（略） 第6章 議会の体制整備(第17条～ <u>第21条</u>) 第7章 最高規範性及び見直し手続(<u>第22条・第23条</u>) 付則 第6章（略） 第17条から第21条まで（略） 第22条及び第23条（略）

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

意見書案第3号

新型コロナウイルス感染症拡大防止へ緊急の対策強化促進を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

令和2年 5月 7日

取手市議会議長

齋藤久代 殿

提出者	取手市議会議員	金澤克仁
〃	〃	山野井隆
〃	〃	染谷和博
〃	〃	加増充子
〃	〃	根岸裕美子

新型コロナウイルス感染症拡大防止へ緊急の対策強化促進を求める意見書（案）

4月30日の国会は、すべての国民に1律10万円の給付を主とした補正予算を衆議院では全会一致、参議院では賛成多数で議決した。国民世論により、当初の世帯30万円給付という閣議決定を覆す補正予算組み換えの異例の事態は、政府の新型コロナウイルス感染対策の問題点を象徴的に表したものである。補正予算に賛成した野党は、政府補正予算に関する議論の中で、PCR検査の遅れの打開と医療現場を守ること、医療崩壊寸前の医療現場への財政支援を桁違いに拡大すること。中小企業の経営と国民の暮らしを守る対策強化。学生の学びと暮らしへの支援。イベントや営業の自粛で、収入が半減・ゼロになっている小規模事業者やフリーランスへの収入補償（支援）の拡大。など、それぞれの対策を強化し、可及的速やかに行うための対策を求めた。その上でいち早く国民への10万円を届ける必要性から政府補正予算に賛成した。安倍首相も野党の要求について、感染拡大の防止へ、国民の命と暮らし、経営を守るために必要な対策をさらに拡充していく意思を示した。

政府の対策が遅れば遅れるほど、国民は命と健康を危険にさらされ、暮らしと経営、経済の深刻化を招くことになる。政府および関係機関に「自粛と補償を一体で」の基本的な立場に立った対策の強化とスピードが切実に求められる。

よって、取手市議会は、国会、政府及び関係機関に対し、下記の事項について速やかな対応を求める。

記

1. PCR検査センター設置促進、医療機関の新型コロナウイルス感染症対策に係る費用の補償、新型コロナウイルス感染症流行の影響による医療機関の減収への補償（支援）などへの政府の財政投入を拡大すること。
2. 雇用調整助成金の中小企業の従業員の日額上限8,330円の引き上げ、個人事業主やフリーランスの定額1日4,100円を中小企業の従業員並みに引き上げ、事業主の手続きを簡素化し、給付をスピーディーに行うこと。
3. 飲食店など中小・個人事業所の営業が継続できる家賃の補償と通信通話料・電気・ガス・水道料金等公共料金の免除や支援を速やかに実施すること。
4. イベント中止に協力した文化・芸術・スポーツのすべての団体・個人への補償を行うこと。
5. 新型コロナウイルス感染症収束後の消費喚起策としての「G o T o」キャンペーン事業」は再検討し、新型コロナウイルス感染症から命と暮らしを守る消費税減税の検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】 内閣総理大臣 衆・参両院議長 文部科学大臣 厚生労働大臣 財務大臣
経済産業大臣 総務大臣 法務大臣 農林水産大臣 環境大臣 国土交通大臣
外務大臣 防衛大臣